

家畜飼養者の皆様へ

県北家畜保健衛生所 (mail: [hokuchiku@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:hokuchiku@pref.ibaraki.lg.jp))

鹿行家畜保健衛生所 (mail: [rochiku@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:rochiku@pref.ibaraki.lg.jp))

県南家畜保健衛生所 (mail: [nanchiku@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:nanchiku@pref.ibaraki.lg.jp))

県西家畜保健衛生所 (mail: [seichiku@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:seichiku@pref.ibaraki.lg.jp))

**家畜の飼養管理状況の定期報告について（依頼）**

令和7年2月1日現在で家畜を飼養されている方は、家畜伝染病予防法により、家畜の飼養管理状況等を報告することが義務づけられています。

つきましては、下記のとおり管轄の家畜保健衛生所へメールや郵送等で報告するようお願いいたします。

記

- 1 対象家畜 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
  - 2 報告期日 令和7年3月14日（金）まで
  - 3 報告内容
    - 基本情報：様式1  
農場・所有者・飼養衛生管理者の住所及び名称、家畜の種類及び頭羽数、畜舎数  
※ 飼養衛生管理者が複数いる場合は、様式1-2に記入してください。
    - 飼養衛生管理基準の遵守状況（複数の畜種を飼養する場合は畜種ごとに作成）  
様式2-1：牛、水牛、鹿、めん羊、山羊  
様式2-2：豚、いのしし  
様式2-3：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥  
様式2-4：馬
    - 飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況  
様式3-1：埋却用地の確保状況  
様式3-2：農場平面図（変更があった場合に提出をお願いします。）
    - 大規模農場のみ提出：様式4 従業員の通報規定
- 家畜の飼養頭数により、報告様式が異なりますので、裏面の「早見表」を参照のうえ、報告する様式に漏れないよう、お願いします。
- 記入の方法や飼養衛生管理基準について、ご不明な点があれば、最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせ下さい。
- 編集可能様式は、茨城県農林水産部畜産課ホームページからダウンロードできます。
- <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/chikusan/kachiku/teikihokoku/teikihokoku.html>
- 報告いただいた情報については、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜衛生と畜産の振興に係る業務のために利用します。また、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省及び市町村に共有します。



## 定期報告作成のための早見表

| 対象家畜  | 報告する内容 |                                |                                                  |
|-------|--------|--------------------------------|--------------------------------------------------|
|       | 様式1    | 様式1, 2, 3-1, 3-2 <sup>*1</sup> | 様式1, 2, 3-1, 3-2 <sup>*1</sup> , 4 <sup>*2</sup> |
| 牛     | 1頭     | 2頭以上                           | 下表参照 <sup>*2</sup>                               |
| 水牛    |        |                                | 200頭以上                                           |
| 馬     | 1頭     | 2頭以上(様式3-1を除く)                 | 200頭以上(様式3-1を除く)                                 |
| 豚     | 1頭~5頭  | 6頭以上                           | 3,000頭以上                                         |
| めん羊   |        |                                |                                                  |
| 山羊    |        |                                |                                                  |
| 鹿     |        |                                |                                                  |
| いのしし  |        |                                |                                                  |
| 鶏     | 1羽~99羽 | 100羽以上                         | 10万羽以上                                           |
| うずら   |        |                                |                                                  |
| あひる   |        |                                |                                                  |
| きじ    |        |                                |                                                  |
| ほろほろ鳥 |        |                                |                                                  |
| 七面鳥   |        |                                |                                                  |
| だちょう  | 1羽~9羽  | 10羽以上                          | 1万羽以上                                            |

\*1 様式3-2については変更のある場合に提出

\*2 様式4の提出が必要な牛飼養農場

|     |             |           |          |
|-----|-------------|-----------|----------|
| 成牛  | ホルスタイン、F1肥育 | 17ヶ月齢以上   | 200頭以上   |
|     | 搾乳牛、和牛      | 24ヶ月齢以上   |          |
| 育成牛 | ホルスタイン、F1肥育 | 4ヶ月~17ヶ月齢 | 3,000頭以上 |
|     | 搾乳牛、和牛      | 4ヶ月~24ヶ月齢 |          |